

療養ノ給付若ハ療養費ノ支給ヲ受クル労働者療養期間前後
一年ヲ経過スルモ負傷又ハ疾病治癒セザルトキハ事業主
ハ標準賃金五百四十日分以上ノ打切扶助料ヲ支給シ以後
本令ノ規定ニ依ル扶助ヲ爲サザルコトヲ得ルコト

第十一 事業主及労働者ノ出損スル共済組合ニシテ事業主
ノ出損額方労働者ノ業務上ノ負傷疾病及死亡ニ對スル給
與ノ總額ヲ下ラザルモノガ本令ノ扶助ニ相當スル給與ヲ
爲シタル場合ニ於テ事業主ハ豫メ地方長官ノ承認ヲ受ケ
タルトキハ其ノ給與ノ限度ニ於テ本令ノ扶助ヲ爲サザル
コトヲ得ルコト

第十二 扶助料及葬祭料算出ノ基礎トスベキ標準賃金ハ左
ノ各條ノ金額トスルコト
一、労働者災害扶助法第一條第一號(イ)及(ロ)ノ
工事及同法第一號第三號ノ事業ニ當時使用セラルル者
ニシテ金額ニ依リ賃金ヲ受クルモノニ付テハ其ノ定額
二、労働者災害扶助法第一條第一號(イ)及(ロ)ノ
工事ニ日々雇入レラルル者勞務供給契約ニ基キ使用セ

第一項第四號ニ規定スル期間中ニ業務上負傷シ又ハ疾病
ニ罹リ療養ノ爲休業シタル期間アルトキハ其ノ日數及其
ノ期間中ニ於ケル賃金ハ第一項第四號ノ期間及賃金總額
ヨリ之ヲ控除スルコト
第一項第四號ノ賃金總額中ニハ三月ヲ超ユル期間毎ニ支
給スル賞與及發明善行ノ他特別ノ行爲ニ對スル手當ヲ
包含セザルコト
第一項第一號及第四號ノ場合ニ於テ年ヲ以テ定メタルト
キハ三百六十分、月ヲ以テ定メタルトキハ三十分シテ一
日ノ賃金又ハ給與ヲ定ムルモノトスルコト

第十三 前項ノ規定ニ依リ扶助料及葬祭料算出ノ基礎トス
ベキ標準賃金ノ額ヲ算出スルコト不適當ナリトセラル、
場合ニ於テ事業主ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ別段ノ標準賃
金ヲ定ムルコトヲ得ルコト
第十四 工場法施行令第七條ノ二、第十條乃至十二條、第
十三條ノ二、第十五條及第十八條ノ規定ハ本令ニ依ル扶
助ニ付キ之ヲ準用スルコト

第十五 官營ノ事業ニ於ケル労働者ノ扶助ニ付テハ別ニ定
ムル規程ニ依ルコト
第十六 事業主ハ扶助代理人ヲ選任スルコトヲ得ルコト
事業主ガ事業ノ場所ニ居住セザルトキ又ハ法人ナル場合
ニ於テ主タル事務所ガ事業ノ場所ニ在ラザルトキハ扶助

ノル者其ノ他臨時ニ使用セラルル者及同職ハノ工
事ニ使用セラルル者ニ付テハ女子及十六歳未満ノ者ハ
六上段、其ノ他ノ者ハ一回
三、前二號ニ該當セザル者ニシテ日々雇入レラルル者
又ハ勞務供給契約ニ基キ使用セラルル者ニ付テハ事故
發生ノ日ニ於テ該當事業ニ使用セラルル同種労働者ノ
平均賃金ノ三分ノ二ニ相當スル額

四、前三號ニ該當セザル者ニ付テハ事故發生前ノ賃金額
切日アル場合ニ於テハ直前賃金切日以前三ヶ月間雇
入後三月ニ滿チザルトキハ其ノ期間中ニ於ケル賃金額
額ノ其ノ期間ノ日數ヲ以テ除シタル金額但シ其ノ賃金
總額ヲ該期間中ニ於テ賃金ヲ受ケタル日數ノ以テ除シ
タル金額ノ百分ノ六十ヲ下ルコトヲ得ザルコト

五、健康保險法ノ被保險者ニ付テハ前四號ノ規定ニ付
テ事故發生當時其ノ者ニ付定メラレタル標準賃額日額
六、前各號ニ依リ標準賃金ヲ算出スルコトハハザルモノ
ニ付テハ地方長官ノ定ムル額
實際ノ狀況ニ依リ必要アルトキハ地方長官ハ内務大臣ノ
認可ヲ受ケ前項第二號ノ金額ノ増額スルコトヲ得ルコト
第一項第一號及第二號ノ適用ニ付雇傭間ノ定アル者其
ノ繼續使用期間六十日ヲ超ユルトキハ以後當時使用セ
ラルル者ト看做スコト

代理人ヲ選任スベキコト
前二項ニ依リ扶助代理人ヲ選任シタルトキハ河津ヲ地
方長官ニ届出ツベキコト
扶助代理人ハ扶助ニ關シ事業主ノ爲スベキ一切ノ手續其
ノ他ノ行爲ヲ委任セラレタルモノト看做スコト
第十七 労働者就業中又ハ事業場及附屬建築物ニ於テ負傷
シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ事業主ハ河津ヲ
醫師ヲシテ診断又ハ檢案ヲ爲サシムベキコト

第十八 事業主ハ事業場ノ負傷者ノ救護ニ必要ナル用具及
材料ヲ備フベキコト但シ事業場ノ附近ニ適當ナル施設ノ
利用シ得ベキ場合ハ此ノ限ニ非ザルコト
第十九 事業主ハ其ノ住所氏名扶助ニ關スル事項ノ要旨及
扶助代理人ヲ選任シタルトキハ其ノ住所氏名ノ事業場ノ
見易キ場所ニ掲示スベキコト

第二十 事業主ハ其ノ使用スル労働者ニ付テハ一定ノ格式ニ給
リ名簿ヲ作成スベキコト但シ日々雇入ル、者、勞務供給
契約ニ基キ使用スル者、及労働者災害扶助法第一條第一
項第二號(ハ)ノ工事ニ使用スル者ニ付テハ毎日男女別業
務別使用人員ヲ記録スベキコト
第二十一 事業主ハ其ノ使用スル労働者ニ對スル賃金ヲ支
給ニ付記録ヲ作製スベキコト
前項ノ規定ハ労働者災害扶助法第一號第一項第二號(ハ)